

沿岸広域振興局長告示第34号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成28年3月22日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
上閉伊郡大槌町吉里吉里第11地割地内 大槌町道浪板交流促進センター線	104.25	5.00～6.00	平成28年3月7日
上閉伊郡大槌町赤浜二丁目地内 区4-2から区4-4まで	78.29	4.00	〃
上閉伊郡大槌町赤浜二丁目地内 区6-9	226.36	6.00	〃
上閉伊郡大槌町赤浜二丁目地内 区7-3及び区7-4	236.42	7.00～7.50	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部及び大槌町役場に備えておいて縦覧に供する。